

岩手県告示第580号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり建築士に対する処分をした。

平成21年7月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成21年6月26日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号
 - (1) 氏名 上平 孝
 - (2) 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
 - (3) 登録番号 第7180号
- 3 処分の内容 業務停止8月
- 4 処分の原因となった事実 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく手続の代理の業務を行うこととされていたにもかかわらず、当該業務を行わず、虚偽の確認済証の写し2通及び検査済証の写し1通を作成し、並びにこれらを行使した。